

水田保全奨励事業のご案内

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用して、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

この計画に基づき、良好な農景観の形成や生物多様性の保全など多様な機能を有する水田を保全するため、水稲作付けを10年間継続することを条件に、水田所有者の皆様に対して奨励金を支払う『水田保全奨励事業』を実施しています。

概要

■対象となる方

横浜市内に水田を所有している方で、今後10年間米作りを行う意思のある方

- ※ 貸借等により、所有者ご本人が耕作されていない場合でも対象となります。
- ※ 平成27年度～令和7年度にお申出済みの水田については、手続不要です。

■奨励金交付条件

水田に水稲が作付けられたこと

■奨励金額

水稲が作付けられた水田1㎡あたり30円
(例:10aの水田の場合、3万円)

- ※ 1㎡未満の端数は切捨てとなります。
- ※ 実際に耕作されている方にお支払いすることも可能です。

■守っていただくこと

- ・水田を良好に管理すること
- ・何らかの理由により水田耕作を続けられなくなった場合、速やかに農政事務所と協議すること



※ 奨励金は、横浜みどり税を積み立てた「横浜市みどり基金」を財源として、毎年予算の範囲内で交付します。



■ 申出方法

次の書類2点（必要に応じて3点）を作成の上、ご提出ください。

1 「水田保全申出書」

2 申し込まれる水田の所有権を証明する書類(次の①～③いずれかの書類)

① 令和8年度「課税明細書」の写し(コピー)

課税明細書は、毎年4月初旬に届く「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書」の2～3ページに添付されています。13筆以上ある場合は、納税通知書とは別に送付されます。

② 「土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書(名寄帳)」の写し(コピー)

区役所でお取り寄せいただけます（有料）。

③ 「全部事項証明書(登記簿謄本)」の写し(コピー)

法務局でお取り寄せいただけます（有料）。



3 「代表者(申出者)以外の所有者の同意書」…共有名義の水田のみ

当該水田の地番、共有者の氏名・住所・押印があれば、同意書の様式は問いません。

※ ご記入いただいた個人情報は、申請内容の確認及び奨励金交付等の水田保全奨励事業の執行にのみ使用します。

◇提出先(郵送又は持参) : 各農政事務所(《問合せ先》をご参照ください。)

◇申出書提出締め切り : 令和8年11月27日(金) **必着**

■ 奨励金交付までの流れ

横浜市に申出書類一式が到着後、今年度の水稻作付け期間中（5～11月）に、市職員または横浜市が委託する業者が申出書に記載された水田の現地確認をします。

書類審査及び現地確認の結果を申出人の方へ通知した後、「口座振替依頼書」を返信用封筒で郵送された方の口座へ奨励金を振り込みます（年度末頃）。

2年目以降は、新たに申出をしていただく必要はなく、『現地確認→確認結果の通知→口座振替依頼書の返送→奨励金の交付』という流れになります。

休耕の場合や口座振替依頼書の未返送の方には、奨励金を交付いたしませんので、ご了承ください。

■ 問合せ先

☆提出先（郵送又は持参）

《鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区》

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1（都筑区総合庁舎内）

横浜市 みどり環境局 北部農政事務所 電話 045-948-2483

《中・西・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区》

〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17（戸塚区総合庁舎内）

横浜市 みどり環境局 南部農政事務所 電話 045-866-8497

☆制度全般に関する問合せ

横浜市 みどり環境局 農政推進課

電話 045-671-2630